

出穂期の水田内で斑点米カメムシ類が確認されています！ —穂揃期とその7～10日後の2回防除が基本です。—

- ・出穂した本田のすくいとり調査(8月7日現在, 57 地点)の結果, アカスジカスミカメ成虫の発生地点率は約半数の 49.1%で平年(43.5%)よりやや高く, すくいとり虫数は平年と同程度でした(図1)。
- ・イヌホタルイが残草している水田では, アカスジカスミカメ成虫の発生量が明らかに多い状況でした(図2)。また, 出穂の早いほ場も, 同様の傾向がみられました。
- ・県南7地点のうち4地点で, アカスジカスミカメよりも大型のクモヘリカメムシの発生が確認されました。
- ・仙台管区气象台8月3日発表によると向こう1か月の気温は平年より高い予報となっており, 斑点米カメムシ類の水田への侵入や加害に好適な気象条件と推測されます。
- ・防除のポイントを参考に, 穂揃期とその7～10日後の2回薬剤防除を実施してください。なお, 県全体の出穂期は8月1日と平年より4日程度早まっています。ほ場ごとの出穂状況をもとに, 防除時期を逃さないよう注意してください。

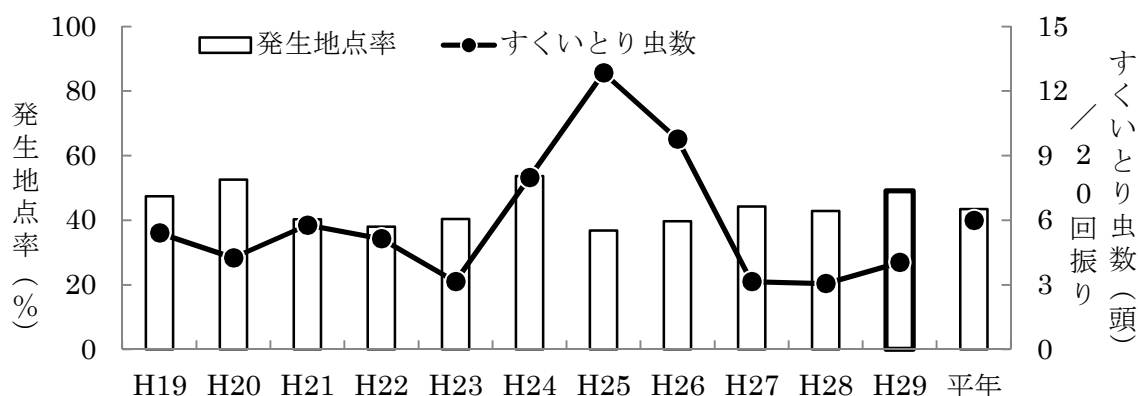


図1 水田内におけるアカスジカスミカメ成虫の発生地点率とすくいとり虫数(出穂期)
H29は8月7日現在, 全69地点中57地点のデータ
調査方法:本田20回すくいとり調査, 平年:過去10か年平均

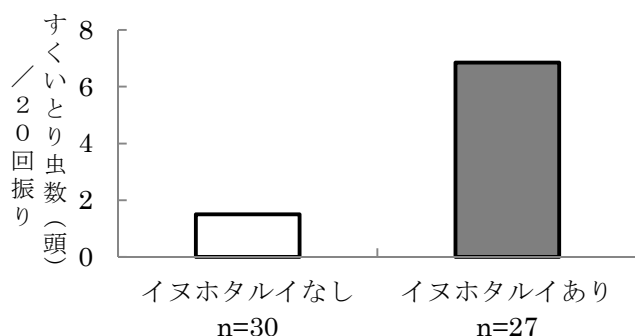


図2 水田内のイヌホタルイの有無(7月下旬)とアカスジカスミカメ成虫のすくいとり虫数(出穂期)

○ 防除のポイント

出穂期以降の防除対策(薬剤防除)

- (1) 薬剤防除は穂揃期とその7～10日後の2回防除が基本です。
- (2) 2回目の薬剤散布以降も斑点米カメムシ類の発生がみられる場合、追加防除を実施してください。
- (3) 水稻の出穂後、畦畔や水田周辺の草刈りを実施する場合は、草刈り後直ちに本田の薬剤防除を実施してください。
- (4) 薬剤防除は個別に実施するよりも、無人ヘリや共同一斉防除により広域的に実施すると効果が高いので、地域内で協力し一斉防除を行うよう努めてください。
- (5) 県南地域で発生しているクモヘリカメムシも本防除対策に準じます。
クモヘリカメムシの発生生態については、普及に移す技術第92号参考資料を参照
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/621917.pdf>

農薬使用上の注意

- 使用農薬については、使用回数、収穫前日数等を十分に確認してください。
- 病害虫の薬剤抵抗性の発達を防止するため、同一作用機構分類に属する剤の連続使用や多数回散布にならないように注意してください。(下記※2参照)
- 農薬散布については周辺の養蜂家、畜産農家、養蚕農家等と事前に十分話し合いを行い、使用する農薬の種類、使用場所、使用時期など情報の共有に努めてください。
- 無人航空機による空中散布にあたっては、無人ヘリコプター散布用として登録を受けた薬剤を使用し、「[空中散布等における無人航空機利用技術指導指針\(農林水産省\)](http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/634697.pdf)」(http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/634697.pdf)別表2の空中散布等の基準に従って散布するとともに、使用上の注意事項を遵守してください。また、事故防止のため、防除委託者(実施主体)及び防除実施者(オペレーター、ナビゲーター)は散布区域や散布飛行で注意を要する場所について、事前の情報共有を十分に行い、安全確保を心掛けてください。

※1 薬剤の選定にあたっては、最新の農薬登録情報を確認してください。

[農薬登録情報](http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm) http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm

※2 農薬の作用機構分類表については、農薬工業会のホームページを参照ください。(殺虫剤:IRAC, 殺菌剤:FRAC)

[農薬の作用機構分類](http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html) <http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html>

※3 「蚕注意マーク」の表示がある薬剤は、事前に周辺の養蚕の状況等に注意を払い、残効性等の特性を考慮してから使用(時期)を決めてください。

※4 農薬を散布する際には周辺作物の収穫時期に注意し、農薬が飛散しないよう防止対策をとるとともに、散布農薬を必ず記帳してください。

※5 農薬の空容器の野焼き(野外の焼却)は禁止されています。空容器の処理にあたっては、産業廃棄物処理業者に委託するなど、適正に行ってください。